平成２１年（フ）第８２０号
愛知県豊田市稲武町ナハテ16番地４
債務者　堀　よ志江
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
愛知県知立市上重原町本郷79番地１　ロイヤル本郷Ⅱ102号
債務者　大川井好代
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
愛知県豊橋市東岩田２丁目22番地の１
債務者　吉住　英子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３１９号
愛知県新城市作手清岳字中屋敷21番地３
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１５９号
岡山県総社市総社８番地
債務者　竹中　弘二
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
岡山県総社市上原73番地
債務者　大林　明子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
岡山県倉敷市黒崎744番地２
債務者　三野加津子（旧姓鷲田）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字外山248番地
債務者　駿河　　梓（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７４４号
岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前103番地３　浜田ビル３Ｆ
債務者　熊谷　明代
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７８１号
岩手県花巻市松園町373番地11
債務者　菅原　雅義
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８０７号
盛岡市山王町10番６―309号
債務者　大久保佑一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８２０号
盛岡市みたけ４丁目７番25号　メゾンＫ１―105号
債務者　下道　　俊
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３０６号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿886番地　セブンハイツⅠ102号
債務者　戸部　行雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３１２号
茨城県かすみがうら市市川191番地
債務者　冨澤　　登
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３２０号
茨城県つくば市二の宮４丁目６番地１　小野崎アパート８棟104号
債務者　松田　千秋
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６４１号
群馬県前橋市富士見町漆窪442番地８
債務者　藤野　芳久
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４２号
群馬県高崎市三ツ寺町47番地６
債務者　坂井　崇人
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１５６６号
埼玉県上尾市大字上1100番地　シービーハイツＡ―105
債務者　三澤　智弘
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係